

7 用語解説

注1 国際化

本指針では、「市民一人ひとりが、国や地域を越えた交流やつながりを広げながら、互いに学び、協力し合いながら活動すること（国際交流・国際協力）」と「国籍や言葉などの異なる人々が、互いの文化・習慣の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと（多文化共生）」という意味で使用しています。

注2 財団法人箕面市国際交流協会

箕面市の歴史、文化、その他の地域的特性を生かした国際交流活動を推進することにより、市民レベルの国際理解と友好親善の促進を図り、もって地域社会の国際化、人権の尊重及び世界平和の実現に寄与することを目的に1992年(平成4年)6月30日に設立されました。

注3 地球市民

平和、環境、人権、貧困などの地球規模の課題解決に向けて、地球に暮らす一員として、日々の生活の中で、考え、自分にできる身近なことから行動する人々のことをいいます。

注4 グローバル化

人や物、資金、情報などの移動が国境を越え、地球規模で盛んとなることをいいます。

注5 ボーダレス化

人や物、資金、情報などが国家の枠を越えて移動し、経済分野などを中心に国境の概念がなくなることをいいます。

注6 外国人市民

箕面市に在住する外国籍の住民及び外国にルーツをもつ日本国籍住民も地域社会を構成する一員であると考え、1994年(平成6年)に策定した「箕面市国際化推進指針」から「外国人市民」という言葉を使用しています。

注7 外国人登録者

一定期間日本に滞在する外国人に義務づけられている外国人登録法の登録者を表します。外国人登録制度は、2009年(平成21年)7月の住民基本台帳法の改正

により、2012年(平成24年)7月9日に廃止されます。改正後は、新たな在留管理制度が導入され、外国人市民も日本人市民と同様、住民基本台帳に登録されることとなります。

注8 特別永住者

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(略称「入管特例法」)」により定められた在留資格、または当該資格を有するかたをいいます。第2次世界大戦終結以前から日本に居住しており、1952年(昭和27年)のサンフランシスコ平和条約の発効により、日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島又は台湾出身のかたとその子孫のかたを対象としており、オールドカマー(注11)とも呼称されます。

注9 在留資格(留学、永住者など)

「出入国管理及び難民認定法(略称「入管法」)」などに定められた入国の際に入国・在留の目的に応じて入国管理官から与えられる資格のことです。資格によって、それぞれの該当要件・付与される在留期間等が決められており、外国人市民はこの範囲内で活動することができます。

注10 フェアトレード

国際貿易の仕組みが、経済的にも社会的にも弱い立場の開発途上国の人々にとって、時に「アンフェア(不公平)」で、貧困を拡大させるものだという問題意識から始まった経済格差を解消する運動で、より公平な条件のもとで、国際貿易を行うことをめざしています。

注11 オールドカマーとニューカマー

第2次世界大戦終結前から引き続き日本に在留している朝鮮半島又は台湾出身のかたとその子孫のかたをオールドカマーと呼称し、概ね1980年代以降に日本に在留するようになった人たちをニューカマー(新渡日の人々)と呼称します。

注12 アイデンティティ

「様々な文化的背景をもとに形成された個人の独自性や価値観・ライフスタイルを、他人からもそれらを認められることにより、自分らしさを認識すること」や「国や組織などのある特定集団への帰属意識のこと」で用いられています。

注13 行政評価

限られた資源の中で、市民生活の向上を図るため、今後進めていく施策や事業についての事前評価や、その成果に対する事後評価を行い、成果志向の行政運営をめざす取組です。

注14 親善大使

箕面市の良さを外国人市民の視点から再発見し、それらを国内外に発信する人を親善大使と呼称します。

注15 インターンシップ制度

学生が在学中に自らの専攻又は将来設計に関連した職業実習を一定期間行うことです。箕面市においても2004年(平成16年)に「箕面市インターンシップ実施要綱」を定め、受け入れを実施しています。

注16 多文化交流センター(仮称)

多様な文化が共生する地域社会をつくり、市民の交流及び相互理解並びに学習の促進を目的にした施設で、小野原西地区に2013年(平成25年)開設予定です。

注17 シニア・ナビ

仕事や子育てを終えた団塊世代を中心としたシニア世代で、地域で第2の人生を有意義に送りたい、あるいは、長年培った技術や経験を地域社会の中で生かしていきたいと考えているかたが、地域活動やボランティア活動などについて相談できる市の窓口のことです。

注18 やさしい日本語

普通の日本語よりも簡単で、外国人市民もわかりやすい日本語のことで、たとえば災害が起きたときに外国人市民に大切な情報が伝わらず、被災者が二重に被災してしまうことを防ぐために作られた表現方法です。

注19 医療事務連絡会

2005年度(平成17年度)より、関係機関・団体が外国人市民に対する保健・医療サービスの向上、だれもが安心して暮らせるまちをめざして定期的に開催している連絡会で、担当者が日頃感じている課題や疑問などを共有することを目的の1つとしています。

2011年度(平成23年度)は、箕面市、箕面市立病院、箕面市消防署、箕面市医療保健センター、豊能広域子ども急病センター、財団法人箕面市国際交流協会、みのお外国人医療サポートネットが参加しています。

注20 DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力という意味で使用されています。

注21 多文化ソーシャルワーカー

外国人市民が自分の文化と異なる環境で生活することによる生じる心理的・社会的な問題に対して、外国人市民本人をはじめ、家族やグループ、コミュニティなどに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材をいいます。

注22 母語

母語とは、個人が最初に接触あるいは習得する重要な言語で、表現や思考、人格に大きく関わっています。

注23 地区防災委員会

箕面市内の小学校区ごとに、地域で活躍されている各種団体、自治会などの地域コミュニティと行政で構成する組織のことで、災害が起こる前に災害時の役割分担や活動体制について話し合い、また災害発生時には地域の防災の主体として避難所運営や地域住民の安否確認などを行います。

注24 コミュニティカフェ

人と人、人と地域をつなげながら、気軽に立ち寄り、食事などをしながら、ほっとできる場を提供します。近年、地域コミュニティの構築や活性化、社会的課題の解決などに有効な手法として用いられています。

注25 箕面市人権行政推進本部会議

人権文化の創造をめざし、あらゆる人権に関する施策を総合的かつ円滑に推進するために設置された庁内の横断的調整機関で、副市長を本部長とし、部長級の本部長及び課長級の幹事で構成しています。

注26 国際化施策部会

箕面市人権行政推進本部会議幹事会を円滑に運営するため、課題別部会として設置しています。